

平成29年5月10日(水) 資料

NPO法改正のポイント

神戸市 市民参画推進局 参画推進部
市民協働推進課



法改正の主な内容

すべての
NPO法人
に関するもの

- ① 認証時の縦覧期間短縮
- ② 事業報告書の備置期間の延長
- ③ 貸借対照表の公告
- ④ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

認定
NPO法人
に関するもの

- ⑤ 役員報酬規定等の備置期間延長
- ⑥ 海外送金等に関する書類を事後報告に
- ⑦ 「仮認定」を「特例認定」に名称変更

① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等

(第10条第2項等関係)

神戸市・兵庫県は国家戦略特区の特例措置により、

既に 縦覧期間は 2週間 に短縮し、

インターネットによる公表を実施しているため

変更なし。

【改正内容】

- ・縦覧期間を現行 2カ月 から 1カ月 に短縮する。
- ・現行の公告に加えてインターネットによる公表が可能。
- ・軽微な不備の補正期間を 1カ月 から 2週間 に短縮する



②事業報告書等の備置期間の延長

(第28条第1項等関係)

【改正内容】

- ・事業報告書等の備置期間を3年から5年に延長する。

Q. いつの書類から？

A. 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から5年備え置きとなる。

Q. 備置期間5年とは、具体的にいつからいつまで？

A. 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間



③-1 貸借対照表の公告義務

(第28条の2関係)

【改正内容】

NPO法人の登記事項から「資産の総額」を削除し、
貸借対照表を作成後遅滞なく公告する方式に変更する。

※いつから？

⇒貸借対照表の公告に係る施行日(=2号施行日)は未定

【2号施行日】 (改正法附則第1条第2号)

公布の日(平成28年6月7日)から起算して2年6カ月を
超えない範囲内において政令で定める日

→平成30年12月6日までに施行



③-2 公告対象となる貸借対照表と 公告時期

	公告対象となる貸借対照表	公告時期
A	2号施行日以後に作成する 貸借対照表	・作成後遅滞なく公告 (附則第4条第1項)
B	2号施行日以前に作成した 貸借対照表で直近のもの (特定貸借対照表)	・ <u>2号施行日以降遅滞なく 公告</u> (附則第4条第2項) または ・ <u>2号施行日まで</u> に公告 (附則第4条第3項)



公告の時期

2号施行日(仮)

例)3月決算法人

H30.10.1

H29.4.1

H30.4.1

H31.4.1

資産総額登記
H28年度末分

H29年度
末分⇒

資産の登記は2号施行
日まで必要

特定
貸借対照表

貸借対照表の公告
(B) H29年度分

(A) H30年度分～

遅くとも、2号施行日には作成済
みの貸借対照表のうち、直近の
ものを公告する必要がある。



③-3 貸借対照表の公告の方法

(第28条の2第1項関係)

貸借対照表は

次の①～④のうち定款で定める方法により公告する。

①官報

②日刊新聞紙

③電子公告

④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

①・②を選択する場合には貸借対照表の要旨の公告で足りる。

- ・法人のホームページや内閣府NPO法人ポータルサイトなど。
- ・作成の日から起算して5年経過した日を含む事業年度の末日まで継続して公告が必要。

- ・不特定多数の者が情報を認識できる状態にあること。
- ・公告の開始後1年を経過するまで継続して公告が必要。



③-4 貸借対照表の公告・定款変更

・NPO法人は公告の方法を定款で定める必要がある。

(法第11条第1項第14号)

【現行の定款】(例)

「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う」

(※法第31条の10、法第31条の12により、解散及び破産手続き開始時の公告は官報に掲載して行うこととされている。)



貸借対照表の公告方法を、現行の定款の規定とは別の方法とすることが可能。この場合、公告方法を追加する定款変更が必要。



③-5 貸借対照表の公告 定款変更の具体例

貸借対照表の公告のみを別途規定する場合の定款変更例



(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 に掲載して行う。

に記載するポイント

⇒定款を見た市民や利害関係者にとって、貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているのか明らかになる程度に明確に定める必要がある。



② 日刊新聞紙に公告する場合の例

⇒ ○○県において発行する○○新聞 に掲載して行う。

③ 電子公告の方法を選択する場合の例

⇒ この法人のホームページ に掲載して行う。

⇒ 内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄) に掲載して行う。

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する場合の例

⇒ この法人の主たる事務所の掲示場に掲示 して行う。



定款変更の時期

2号施行日(仮)

H30.10.1

総会○

総会○

H29.4.1

H30.4.1

H31.4.1

例)9月決算法人

総会○

総会×

遅くとも、2号施行日には作成済みの貸借対照表のうち、直近のものを公告する必要がある。
⇒公告方法を定款で定めておく必要がある。

貸借対照表の公告

(B)

(A)

③-6 定款変更の届出

貸借対照表の公告方法のみの定款変更は、所轄庁への届出だけでよい。(認証や登記は不要)

【定款変更届出に必要な書類】

- ①定款変更届出書(様式第6号) ...1部
- ②定款変更を議決した社員総会
の議事録のコピー...1部
- ③変更後の定款 ...2部



④ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける 情報の提供の拡大 (法第72条第2項関係)

【改正内容】

NPO法人に対する信頼性の更なる向上を図るため所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府ポータルサイトを活用し積極的な情報の公表に努めるよう努力義務を規定。

- ・内閣府NPO法人ポータルサイトには、
「行政入力情報」と「法人入力情報」がある。
- ・貸借対照表の公告の方法を、内閣府NPO法人ポータルサイトとした場合は、「法人入力情報」欄に入力する。
- ・利用には、まず登録が必要。

